染色室陶芸室実習室

染色室





美質(*300|3H

(*300|3H

80㎡/Max16人

令和7年4月1日から

有料貸出がはじまります。

使用時間 使用区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午後6時から 午後9時まで
工芸室(染色室・陶芸室)	500円	500円	500円
実習室	300円	300円	

遠方からの来館者による博物館 見学と合わせたワークショップ会 見学と合わせたワークショップ会 場としての利用など、市内外へ広 はい下げられる学びの場を提供 ●使用団体の拡大 内容によっては減免となる場合が あります。 ○地域貢献性があり公開性のある自主グループ市展や博物館主催行事等への参加・協力団体であり、広く活動内容を公開し、新規会員を募集しているを公開し、新規会員を募集している

は 関い は、使用料が全額減免 動、かつ、公益的な活動として利 動での設置目的に合致する活

使用料の減免

予約の流れ

- ○減免団体 利用登録 ⇒ 窓口で先行予約(7か月前)
- ○一般団体(抽選)

利用登録 ⇒ 予約システムで申込(6か月前の1日~7日)

- ⇒ 抽選結果通知(6か月前8目から)
- ⇒ 使用日当日に窓口で使用料支払い
- ○一般団体(抽選後空き枠予約)

利用登録 ⇒ 予約システムにて申込(6か月前の8日から)

⇒ 使用日当日に窓口で使用料支払い 🌢



富士山かぐや姫ミュージアム工芸室(陶芸室・染色室)・実習室の使用申請の流れ

〇利用登録〇

富十市立博物館工芸室等利用登録申請書を提出、審査を受け、登録証(減免対象の可否明示)の交付を受ける。

①减免対象団体 による先行予約

上記登録証により減免対象とされた団 体は、富十市立博物館使用許可申請 書及び減免申請書を博物館事務室へ 提出 (期限厳守)。

7か月前の1日 ~第3水曜日

【使用にあたって御確認下さい】

②許可書の発行

教育委員会は申請を審査し、調整の上、

- ①施設の使用許可条件に則した活動であること
- ②構成員が5人以上いること

富十市立博物館使用許可書を交付。

③宗教、政治及び営利活動を目的としないこと

- ③予約システム へ空き状況開示
- 教育委員会は減免対象団体の使用予 約を公共施設予約システムに反映させ、 一般に開示する。
- 7か月前の末日 までに
- ④夜間使用の場合は使用方法の研修を受けること
- 5上限は月8回(午前・午後・夜間のいずれかで1回)

公共施設予約システムによる予約

6か月前の 1日~7日 4抽選予約 申込期間

予約システムにて抽選に申込(富十市 立博物館使用許可申請書)。

6か月前の 8日以降

5許可書の発行

抽選の結果、当選者へ富士市立博物館 使用許可書をメール送信。

6か月前8日~ 利用前日まで

6通常申込と 許可書発行

抽選時に予約の入らなかった空き部屋に ついて、先着順で予約受付。富十市立 博物館使用許可書をメール送信。

許可日~使用 日当日までに

7使用料納付

使用の許可を受けた者は、使用日当日 までに博物館事務室にて許可書を提示 の上、使用料を納付する。

使用許可の取消し・変更について

使用の許可を受けた者が、その取消し又は変更を願い出ようと するときは、富十市立博物館使用許可取消し・変更願に、許可 書を添えて教育委員会へ提出。

既納の使用料は還付しません。ただし、使用者の責めに帰さな い理由により使用することができなくなったとき及び使用者が使用 日の前日までに使用の取り消し又は申請事項の変更を申し出 て、委員会がこれを認めたときは、既納使用料の全額を還付する ことができます。

広見公園ふるさと村歴史ゾーン

